

山梨県 県土整備部 電子納品運用ガイドライン  
【営繕編】

令和2年4月

県土整備部営繕課

## <目次>

I	本ガイドラインについて……………	1
II	電子納品の対象範囲について……………	2
III	地理情報について……………	5
IV	電子成果物の検査について……………	6
V	電子媒体について ……………	7
VI	土木工事・業務の電子納品について……………	7

## I 本ガイドラインについて

「電子納品運用ガイドライン【営繕編】」（以下「ガイドライン」という）は営繕課発注の建設工事・業務において電子納品を実施するための運用を示したものであり、また「山梨県 県土整備部 電子納品要領【営繕工事編】」、「山梨県 県土整備部 電子納品要領【建築設計業務等編】」（以下「県営繕要領」という）を補完するものである。発注内容に応じた納品要領は次による。

### 建設工事

営繕工事	「山梨県 県土整備部 電子納品要領【営繕工事編】」
土木工事	「山梨県 県土整備部 電子納品要領」 (次項以下「県土木要領」という)を準用

### 建築関係建設コンサルタント業務

建築設計業務	「山梨県 県土整備部 電子納品要領【建築設計業務等編】」
建築工事監理業務	「山梨県 県土整備部 電子納品要領【建築設計業務等編】」
耐震診断業務	「山梨県 県土整備部 電子納品要領【建築設計業務等編】」
土木設計業務	「山梨県 県土整備部 電子納品要領」を準用
敷地測量業務	「山梨県 県土整備部 電子納品要領」を準用
地質調査業務	「山梨県 県土整備部 電子納品要領」を準用

県営繕要領は「山梨県CALS/EC整備基本計画」を踏まえ、山梨県県土整備部営繕課が発注する営繕関係の工事及び業務に限って電子納品を実施するために策定されたものである。これは山梨県の他部局で発注される営繕関係の工事及び業務にも準用できることを狙いとしたためである。

また、営繕課で発注するものの中には土木工事及び土木設計、測量、調査業務もあるので、これらについては「山梨県 県土整備部 電子納品要領」を準用することとした。

ガイドラインは、営繕課で発注される全ての建設工事・業務への運用を示したものであり、県営繕要領を補完するものでもある。CALS/EC導入の進捗や状況の変化などに応じ逐次改訂していく。

営繕工事とは……建築物に関する新增改築・改修・修繕工事等

土木工事とは……舗装工事・造成工事（土木等施工業者に発注する工事）

## II 電子納品の対象範囲について

電子納品を対象とするものについては、以下のとおりとする。	
1 建設工事	
営繕工事	
土木工事	
2 建築関係建設コンサルタント業務	
建築設計業務	
建築工事監理業務	
耐震診断業務	
土木設計業務	
敷地測量業務	
地質調査業務	
3 対象とする資料の範囲	
営繕工事	・工事写真
	別表1 ・工事写真以外の工事関係資料のうち 完成図及び保全に関する資料
建築設計・建築工事監理・耐震診断業務	別表2による
土木工事	山梨県県土整備部電子納品運用マニュアルによる
土木設計・敷地測量・地質調査	山梨県県土整備部電子納品運用マニュアルによる
4 対象工事・業務	
営繕工事	新築・改築・増築・大規模の模様替え・ 耐震改修工事（間仕切り変更を伴う工事など）
建築設計・建築工事監理・耐震診断業務	金額にかかわらずすべて
土木工事	山梨県土木部電子納品運用マニュアルによる
土木設計・敷地測量・地質調査	山梨県土木部電子納品運用マニュアルによる

「4 対象工事・業務」で対象の工事以外の営繕工事は県営繕要領に準拠しない形で完成図データ等を作成し、電子媒体に収め納品を行う。ただし、以下の工事については電子納品の対象外とする。

- i) 「解体工事」（地下残渣物がある場合を除く）
- ii) 「天井吹付材除去工事」
- iii) 「畳表替え」、「内部塗装替え」
- iv) 「給湯器取替え」
- v) 「換気扇取替え」
- vi) 「センサーライト設置」
- vii) 「少額な修繕工事」等
- viii) 将来の利活用が認められないものとして技術指導監と協議したもの

工事写真については、「山梨県 県土整備部 営繕工事写真撮影要領・同解説」による。

## 別表1 原則として電子納品を行うべき工事関係資料

- 1 工事写真  
全ての工事写真

### 2 工事写真以外の工事関係資料

フォルダ名称	分類	原則として電子納品を行うべき工事関係資料
PLAN	施工計画書	
SCHEDULE	工程表	
MEET	打合せ簿	
MATERIAL	機材関係資料	
PROCESS	施工関係資料	
INSPECT	検査関係資料	
SALVAGE	発生材関係資料	
DRAWINGF	完成図	完成図
MAINT	保全に関する資料	主要材料機器一覧表、メーカーリスト、主要材料納入簿、製作図、承諾図、保全に関する説明書、官公署届出書類一覧表、その他将来メンテナンスに必要な資料
OTHR		必要に応じて、技術資料・構造計算書・熱負荷計算書など資料の性質等を考慮し、資料の作成から検査の過程を通じて電子データで扱うことが効率的な資料
ICON	i-Constructionに係る電子データ	
BORING	地質・土地調査の電子データ	

## 別表2 原則として電子納品を行うべき建築関係建設コンサルタント業務関係資料

### (A) 建築設計業務

#### (ア) 設計図 (DRAWINGフォルダ)

全ての設計図CADファイル

#### (イ) 設計図以外の資料 (REPORTフォルダ)

資料大分類	資料小分類	資料名称
基本計画	建築	計画説明書、工事費概算書、 構造計画概要書、仕様概要書、 昇降設備計画概要書
	電気設備	電気設備計画概要書、仕様概要書、 工事費概算書、電気設備現地調査書
	機械設備	空気調和設備計画概要書、 給排水衛生設備計画概要書、仕様概要書、 工事費概算書、機械設備現地調査書
	その他	設計説明書
実施設計	建築	計画通知書、構造計算書、仕様書、 建築工事積算数量調書、 防災計画図書、省エネルギー関係計算書
	電気設備	計画通知書、各種計算書、 電気設備工事積算数量調書、 防災計画図書、省エネルギー関係計算書
	機械設備	計画通知書、各種計算書、 機械設備工事積算数量調書、 防災計画図書、省エネルギー関係計算書
	その他	コスト縮減検討報告書、リサイクル計画書、 設計説明書、技術検討報告書

### (B) 工事監理業務 (REPORTフォルダ)

資料大分類	資料小分類	資料名称
監理業務報告書	報告書	報告書、提案書、指示書、協議書
	打合せ簿	打合せ簿

### (C) 耐震診断業務等 (REPORTフォルダ)

資料大分類	資料小分類	資料名称
総合耐震診断	報告書	診断総括表、各部門別診断結果表、 調査報告書、各部門別計算書
	打合せ簿	
改修基本計画	報告書	改修基本計画報告書、調査報告書
	打合せ簿	

・別表2に示した資料については可能な限り電子納品を行うこととするが、電子化することが著しく非効率な場合等は、受発注者間協議により紙による納品とすることができる。

・その他の資料については、資料の性質等を考慮し、資料の作成から検査の過程を通じて電子データで扱うことが効率的な資料については電子納品を行う。

### Ⅲ 地理情報について

工事管理ファイル及び図面管理ファイルに施設及び建築物の基準点位置情報を記入する際は世界測地系で記入する。基準点位置情報は、国土地理院のWeb サイト

<https://maps.gsi.go.jp/>

で公開されている地理情報のサービスを利用することで取得できる。このサービスでなく市販の電子地図等を利用して取得する場合は、当該電子地図が世界測地系によるものであることを確認すること。同一の施設または建築物に対して複数の基準点位置情報が付与されることを避けるため、請負者は監督員に対して工事対象の施設及び建築物に基準点位置情報が付与されているか確認を行い、既に付与されている場合は、発注者から提示された基準点位置情報を記入すること。基準点位置情報が付与されていない場合は、新たな基準点位置情報を監督職員の確認を得たうえで取得すること。

※ 世界測地系：世界測地系とは、世界で共通に利用できる位置の基準を指す。測量の分野では、地球上での位置を経度・緯度で表すための基準となる座標系及び地球の形状を表す楕円体を総称して測地基準系という。つまり、世界測地系は、世界共通となる測地基準系のことである。これまで、各国の測地基準系が測量技術の制約等から歴的に主に自国のみを対象として構築されたものであるのに対し、世界測地系は史世界各国で共通に利用できることを目的に構築されたものである。世界測地系は、GPS 等の高精度な宇宙測地技術により構築維持されている。

#### 【ステップ1】

#### 施設及び建築物の基準点位置情報の取得

国土地理院のWebサイト等から、指定した点の緯度・経度を取得することができる。

(市販の電子地図等を利用する場合は、当該電子地図が世界測地系によるものであることを確認すること。)



基準点位置情報は、次の条件を満たす基準点を設定して取得する。

#### 【施設基準点】

施設の敷地範囲内の点であること。(中心付近が望ましい)

#### 【建築物基準点】

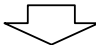
建築物を地面上に投影した場合の範囲内の点であること。(中心付近が望ましい)

## 【ステップ2】

### 「度分秒」から「度」表示への変換

国土地理院のWebサイト等から取得した緯度・経度は「度」又は「度分秒」表示されているが、電子納品では『度（小数点以下6桁）』で記入する。

「度分秒」から「度」への変換を行う場合の変換例を次に示す。

緯度： 35° 40′ 33.55″ （ソフトによっては、「35.403355」と表示される）
経度： 139° 45′ 00.56″ （ソフトによっては、「139.450056」と表示される）

緯度は、 $35 + (40/60) + (33.55/3600) = \frac{35.6759861}{}$ = <u>35.675986</u>
経度は、 $139 + (45/60) + (00.56/3600) = \frac{139.7501555}{}$ = <u>139.750156</u>
↑ 小数点以下第7位を四捨五入

（官庁営繕事業に係る電子納品運用ガイドラインから引用）

## IV 電子成果物の検査について

### （1）電子媒体に格納された資料について

電子データで検査することを原則とするが、紙と電子データが混在している場合等、紙により検査を行う方が効率的な場合は、紙により検査を行うことができることとする。

なお、検査用の機器の準備と操作は原則として受注者が行う。

### （2）電子媒体のフォルダ構成、管理ファイルについて

電子媒体のフォルダ構成、管理ファイル等が電子納品要領に基づき正しく作成されているかについては、山梨県の配布する「山梨県県土整備部電子納品チェックソフト」によりチェックを行う。

受注者は、電子媒体の作成後チェックを行い、エラーチェック結果について印刷したものととも電子成果物を発注者に提出し、発注者はチェックを行った上で電子成果物を受領することとする。

ただし、発注者のチェックによるエラーの修復は、指示に従い受注者が行うこととする。

そのエラーが協議済みのものについては、内容を打合わせ議事録に記載する。

なお、「山梨県県土整備部電子納品チェックソフト」のセットアップファイル及び利用マニュアルは、山梨県のホームページから無償でダウンロードすることができる。

<http://www.pref.yamanashi.jp/giutsukanri/21791346086.html>



## V 電子媒体について

(1) 電子納品する際の媒体は、CD-RまたはDVD-Rとする。

CD-Rの論理フォーマットはJoliet、DVD-Rの論理フォーマットはUDF (UDF Bridge) とする。

(山梨県県土整備部電子納品運用マニュアルから引用。)

(2) CD-R及びDVD-Rの耐久性に関する仕様については、長期保存の必要性により受発注者間で協議し決定すること。

## VI 土木工事・業務の電子納品について

土木工事・業務については、県土木要領・運用マニュアルを準用するが、以下の点は県営繕要領等による。

① 電子媒体の表記については下記による。

土木工事	県営繕要領【営繕工事編】 「8-2 電子媒体の表記規則」
土木設計業務・測量調査業務・地質調査業務	県営繕要領【建築設計業務等編】 「8-2 電子媒体の表記規則」

② 電子納品の検査については、本ガイドライン「IV 電子成果物の検査について」による。